

# 暴力団の不当介入に対する通報報告について

## 1 通報報告の概要

新潟県との契約（建設工事、物品購入等）において、受注者（下請け業者等含む）が暴力団関係者から不当介入を受けた場合、受注者は

① 警察への通報と捜査上必要な協力

② 発注者（県）への報告

を行ってください。

## 2 制度の目的

県との契約において受注者が不当介入を受けた場合、県と警察が協力して、早期に不当介入に対応することにより受注者を保護し、適切な契約の履行を確保することを目的としています。

## 3 暴力団関係者とは

暴力団や暴力団員のほか、暴力団関係企業、政治・社会運動標ぼうゴロ等暴力団関係者のおそれがある者も含まれます。

## 4 不当介入とは

- 不当又は違法な要求
- 契約の履行を妨げるような妨害行為

【例示】

- ・ 挨拶料の支払い要求、機関誌購読の要求
- ・ 下請工事参入や資材納入の強要
- ・ 現場管理上の問題に起因した言いがかり



## 5 通報報告方法

別紙報告書（裏面の様式）を所轄警察署及び発注者（県）に提出してください（FAX可）。警察署に対しては、報告書の提出とともに口頭による説明をお願いします。

## 6 通報報告を適切に行った場合

不当介入を受けたことにより、履行遅滞等が発生するおそれがある場合は、通報報告を適切に行った場合に限り、必要に応じて履行期限の延長等の措置が行われます。

## 7 通報報告を怠った場合

文書による指導又は口頭による注意が行われます。

※ 裏面の報告書様式は新潟県のホームページからも入手できます。  
新潟県ホームページ→新潟県安全・安心なまちづくり→不当介入通報報告

様

住 所  
 商号又は名称  
 代 表 者  
 担当者・連絡先

不当介入に関する通報・報告書

新潟県との契約において、暴力団関係者と思われる者から不当介入を受けたので、下記のとおり報告します。

記

契 約 件 名	契約件名 県発注部署
不 当 介 入 の 行 為 者	住所 氏名 電話 ( ) ー
発 生 日 時 場 所	日時 年 月 日 時 分頃 場所
報 告 内 容 (不当介入の 内容・被害の状 況)	
警 察 へ の 通 報 状 況	通報先警察署名 ( 県警察 警察署 課) 通報日時 年 月 日 時 分頃

- (注) 1 この様式に必要事項を記載のうえ、県発注部署及び発生場所を管轄する警察署への通報・報告の際に提出すること（FAX可）。  
 2 下請負人、再委託者等で発生した場合であっても、契約者（元請負人）が通報・報告を行うこと。  
 3 県への報告の際には、「警察への通報状況」を記載すること。